

府中町向洋駅周辺土地区画整理事業

区画整理

だより

第139号（平成26年8月）

〒735-0025 府中町鹿籠一丁目21番6号

向洋駅周辺区画整理事務所

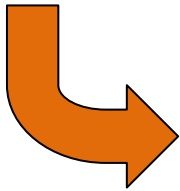
☎286-3123（補償課）286-3124（区画整理課）

新しい街並みへ—

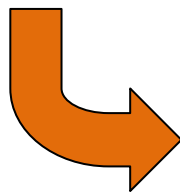
進む区画整理事業



【平成13年5月29日撮影】



【平成25年10月28日撮影】



【平成26年8月6日撮影】



◆税法上の特例

公共事業のため補償金などを受領した場合には、租税特別措置法の規定により譲渡所得に対する課税の特例が設けられています。この特例は5千万円の特別控除の特例、代替資産を取得した場合の特例のうち、いずれか一方を選択できます。

◎特別控除

(5千万円)の特例

補償金のうち譲渡経費及び取得価格を控除した残額から5千万円を差し引いて所得の計算が行われます。

◎代替資産を取得した場合の特例

補償金全額で代替資産を取得した場合は譲渡がなかったものとし、一部の金額で代替資産を取得した場合は、残額

に相当する金額について譲渡があつたものとして所得の計算が行われます。



第41回 土地区画整理審議会

日時

平成26年8月29日(金)
午前10時00分～

場所

向洋駅周辺区画整理
事務所会議棟
(鹿籠一丁目21番6号)

内容

- 1 副会長の選出について【公開】
- 2 換地設計について【非公開】
- 3 その他【公開】

※傍聴の申し込みは審議会当日の午前9時30分から受け付けます。なお、審議会は原則公開で開催されますが、議事の内容や流れ等により傍聴が制限される場合もあります。あらかじめご了承ください。

土地区画整理審議会とは・・・

施行地区内の権利者の意見を事業に反映し、公正に執行される事を確保するため、施行者が換地計画を作成しようとする場合や仮換地を指定しようとする場合に意見を述べる等の権限を有しています。土地区画整理法に基づき、施行地区内の宅地の所有者、借地権者、学識経験者で構成されています。



日曜相談

毎月第3日曜日に向洋駅周辺区画整理事務所で開催しています。お気軽にご相談ください。

日時

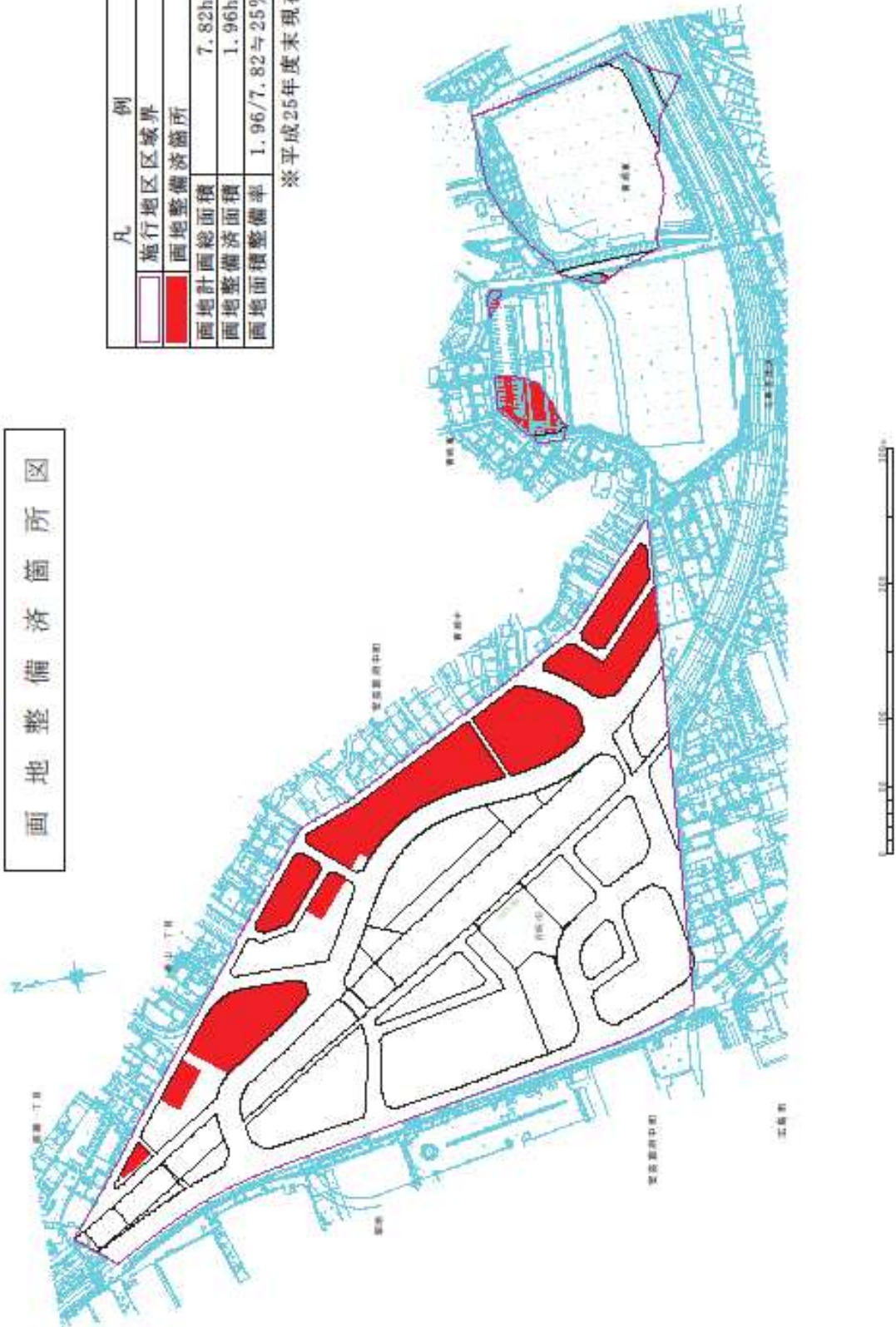
8月17日
午前9時～正午
9月21日
午前9時～正午



画地整備済箇所図

| 凡 例 | |
|---|---------------|
|  | 施行地区区域界 |
|  | 画地整備済箇所 |
| 画地計画総面積 | 7.82ha |
| 画地整備済面積 | 1.96ha |
| 画地面積整備率 | 1.96/7.82≒25% |

※平成25年度末現在



☆向洋駅周辺土地画整理事業費
 総事業費 約192億円

平成25年度末 累計 約77億円 進捗率 約40%